

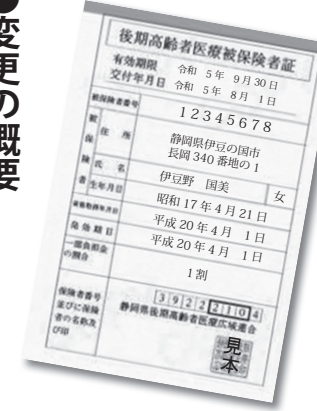
後期高齢者医療
加入者へ

8月から

後期高齢者医療 被保険者証が

藤色に！

藤色に！



● 一部負担金の割合

一部負担金の割合は、前年中の所得・収入によって決まります。
3割：令和5年度の住民税課税標準額が145万円以上の被保険者とその人と同じ世帯の被保険者

2割：3割負担の条件に該当しない課税所得が28万円以上
加えて次の①か②に該当する人

①世帯に被保険者が1人で、年金収入とその他の合計所得が200万円以上の被保険者

②世帯に被保険者が2人以上で、年金収入とその他の合計所得が320万円以上の被保険者(同じ世帯の被保険者全員の合計)

1割：3割・2割負担のどちらにも該当しない被保険者

◆ 3割負担の被保険者のうち、次の人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると「2割」になります。

○世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、次の①か②に該当する人

①その人の収入が383万円未満
②同じ世帯にいる後期高齢者医療制度に加入していない70～74歳の人の収入合計額が520万円未満

○世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上で、その人たちの収入合計額が520万円未満

● 限度額適用 標準負担額減額認定証

認定証も8月1日(水)から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると認定証が交付されます。

◆ 認定証を持っている場合
新しい認定証は、被保険者証と一緒に7月中に郵送します。ただし、非課税世帯でなくなった人は対象でない

● 令和5年度保険料の決定

前年中の所得に基づき、8月に令和5年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。

○ 年間保険料計算式

【所得割額】
(被保険者の総所得金額など - 43万円) × 8.29%…①

【均等割額】
42,500円…②

【年間保険料】
① + ② (賦課限度額 66万円)



● 保険料軽減措置

【低所得世帯】

同一世帯で総所得金額などの合計が、基準額以下のときは、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯主および全ての被保険者の総所得金額等の合計
7割	43万円 + (給与所得者等の数※ - 1) × 10万円以下
5割	43万円 + (給与所得者等の数※ - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数以下のとき
2割	43万円 + (給与所得者等の数※ - 1) × 10万円 + 53万5千円 × 世帯の被保険者数以下のとき

※一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)) ★
★公的年金に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

【被扶養者】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額が5割軽減されます。日から2年間は均等割が5割軽減されません。

国民年金を納めることが
難しいという人へ

国民年金の 保険料免除・納付猶予申請

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。

保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
日本年金機構のHP
<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構からのお知らせ

年金相談・手続きの際は、基礎年金番号のわかるものを用意し、予約相談をご利用ください。

○ 予約受付専用電話(来訪相談の予約)
受付時間／

月～金：8時30分～17時15分
☎ 0570-05-4890

○ ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的な問い合わせ)
受付時間／

月～金：8時30分～17時15分
※月曜日のみ19時まで
☎ 0570-05-1165

● 令和5年度 国民年金の保険料免除・納付猶予申請は、 7月から受付開始します

申請・問い合わせ先／国民年金課 ☎ 055-948-2905

- 持ち物／①基礎年金番号のわかるもの
またはマイナンバーカード
②失業した人は雇用保険受給資格者証
または雇用保険被保険者離職票
③学生の場合は学生証のコピー(両面)
または在学証明書

※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人、公的年金への加入が義務づけられています。

※自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などは、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。